

新宿区教育委員会会議録

令和元年第7回臨時会

令和元年7月26日

新宿区教育委員会

令和元年第7回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和元年7月26日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時11分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	教育調整課長	齊 藤 正 之
教科用図書 審議委員会委員	小 林 力	教科用図書 審議委員会委員	北 中 啓 勝
統括指導主事	坂 元 竜 二		

書記

教 育 調 整 課 教 主	平 明 生	教 育 調 整 課 教 管	勝 山 雄 太
------------------	-------	------------------	---------

議事日程

協 議

- 1 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

(教育指導課主任指導主事)

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和元年新宿区教育委員会第7回臨時会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

◎ 協議1 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

○教育長 本日は議事はございません。

前回に引き続き、「協議1 令和2年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」の協議を行います。

本日は、これまでの協議で採択の対象となる教科用図書の1種への絞り込みができていない社会、理科、保健について改めて協議をし、1種への絞り込みを行います。

なお、本日の協議で、なお1種への絞り込みができない種目があった場合には、7月29日に臨時会を開催し、改めて絞り込みを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 よろしいでしょうか。

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に確認をさせていただきます。これまでの協議で採択の対象となる教科用図書の絞り込みが2種となっている教科は、社会については教出と東書発行の教科用図書、理科については大日本と教出發行の教科用図書、保健については光文と東書発行の教科用図書となっております。

再協議は社会、理科、保健の順にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 それでは、社会について御意見、御質問のある方はお願いをいたします。いかがでしょうか。

○羽原委員 現段階で、東書か教出ということですが、この比較においては、絶対的に教出がいいという意味ではありませんが、東書にはこれから4つの問題点を指摘して、やはり教出がよかろうということを申したいと思います。

まず1点目は、分冊の形態、これについては余り僕は感じなかったんですが、指摘を受け

て、改めて考えてみまして、これはやはり分冊でないほうが良いということになりました。というのは、新しい学習指導要領で新年度からは社会の場合、政治から入って歴史、歴史から国際へという大きい流れを決められたと、そういう方向になりましたので、この教科書からすると、やはり歴史の厚さからすれば、どうしても分冊とすれば歴史が1冊になるなどということもよくわかります。

しかし、やはり政治・歴史・国際というのは、できれば1冊にまとめたほうが望ましいと。やはりいつでも開ける状態で歴史と政治をリンクさせる、政治と国際をリンクさせるような1冊が良いのではないかというふうに僕は思いました。

それで、例えば1学期に政治をやる、2学期に歴史をやる。そうすると、歴史に入ると政治・国際の教科書は家に置いてきたりというようなことも十分ある。一貫性ある授業が分断されないほうが望ましいだろうというのが一つの考え方です。

それから2点目は、歴史の問題です。これは比較的重視しています。東書の6年、130ページの表現で「日清戦争や日露戦争後、満州で日本が持っていた権利や利益を守らなければ、日本は滅びるとの主張がある」といった記述があります。しかし、この満州で日本が持っていた権利や利益、これを前提とした表現でいいのかどうか。つまり、これは実態としては、既に中国への侵略ということは歴史学上ほぼ認められていることであるし、国際的にもそういう感覚がある。それから、土地や権利を日本側が奪ったという材料、例えばキリスト教団とか天理教とか、そのほか仏教の宗派によっては、時の政府側が中国人から、中国人がやっとなら開拓したその土地を召し上げたという記述は、もうかなり広範に出ております。

そういう宗教団体が戦後に反省するなかで、どういう実態であったかという資料、記録はかなり残されており、日本が持っていた権利や利益を守るというこの表現は、ある意味で侵略戦争を容認することにもなりかねない、あるいはそういう行為を正当化するような印象がどうしても残るので、この表記を歴史を知らない子どもたちに教えて、日本の立場を認めさせるというようなことは、望ましい表現ではないというふうに考えます。

それと、日中戦争自体が自国擁護の正当化という風潮が当時もあったし、今も若干残っていますが、この国家の政治観というものは自国ファーストという考え方でいいのか、つまり自分の国を愛して大切にすることは極めて当然です。もともと国家とか民族、そういうものは異なるわけで、自分の民族を大切にすることは非常に当然のことだと思います。

ただ、その自国ファーストという立場にこだわりすぎると、近隣諸国とか、かかわりのあった相手国の間に外交とか民間の交流とか、わかり合う、理解し合うという国際関係を持と

うという流れには望ましくない。それから、対立する相手国にも、向こうりの主張や論理があるわけで、自国の立場とともに相手の主張にもよく耳を傾けて冷静な判断をしていく。それを外交や交流に生かして、論議するときはする、対立するときは論理的な対立を求めるといような姿勢が必要である。

この自国第一という考え方は愛国主義につながりやすく、この狭隘な愛国心に固まり過ぎると、いろいろ摩擦が加速されるわけですから、ここのところを子どものうちになるべく歴史の中で、政治とか外交は自国が第一ではあるが、もっと相手の立場や主張に理解を持つ、こういう姿勢が教育上必要だというふうに僕は考えています。

ということで、相手のこれまでの戦前の歴史からすれば、痛みを受けるのは弱小国が当然のような教育が戦前にはあったわけですが、やはりそれを愛国主義的なものにしてはいけません。なるべく子どもたちは自分の国を愛するというだけではなく、相手の国がどういう環境にあり、風俗があり、主義・主張がありというようなことについても、納得はしなくても、その冷静な理解、これは進めていかないと、歴史を学ぶ意味はないだろうというふうに考えて、先ほどの表記について異議を感じました。

3点目は憲法問題です。これも申し上げたことですが、6年生の15ページ目の基本的人権と国民の権利・義務、これを一緒のような表現をしているけれども、これを切り離れた表記がいいと思います。憲法上も当然これは異質ではないが、基本的人権とか主権在民、平和主義、こういった三原則は、全ての大前提として、大原則として今の憲法は成り立っているわけですから、国民の権利・義務、確かに納税とかをいろいろやらせたいという国家としての思いはあるでしょうが、基本的人権というものとあわせて、4本目の柱みたいに国民の権利・義務を守るといことはどうかと思うわけです。

既にこのページの上のほうで、国民の権利と義務については詳しく取り上げているわけですし、主権在民という原則を維持する上では、国民の権利・義務というものが生じてくる。つまり主権在民というもの、基本的人権というものと国民の権利・義務というこの関係を一緒にしない説明のほうが、わかりやすいというふうに思います。

それから4点目です。これは改めて教科書を見たりしてわかったんですが、文科省の調査によると、近世・近代に続く現代の項目の中で、どれだけの人物が取り上げられているかということ、東書の場合は、現代の中で固有名詞が出るのは、大隅良典というノーベル賞をもらった方だけ、1人です。教出、日文を見てもみますと、27、8人の取り上げ方です。この1人対27、8人という、これで現代の歴史を、人間の人物、社会貢献をした人物たちの観点

から見ていって、1人でいいのかという印象が非常に強くあります。これが新しい異論であります。

ということで、今の4点からして、僕は東書か教出ということだと、教出が望ましい、東書はこの際選ぶべきではないと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、これまでの協議を踏まえて、採択に最もふさわしい教科用図書について、改めて各委員の御意見を確認したいと思います。

それでは、菊田委員からお願いできますでしょうか。

○菊田委員 私は前回申し上げたとおり、教出がふさわしいのではないかと考えています。

○教育長 ありがとうございます。

今野委員、お願いいたします。

○今野委員 私は前回、東京書籍がいいのではないかとということで東京書籍を推しました。理由としては、学校からの評価も高かったり、あるいは教材・内容の面で子どもたちがアクティブな学びをさせる、それを引き出すような内容が多いのではないかとという点、それから5年生の領土問題の記述で、むしろわかりやすい記述になっているのではないかと考えて、そういうことを申し上げましたけれども、前回、各委員の御意見を伺って、また特に羽原委員からは前回、今回と、詳しく、教科書を評価・判断する上で非常に重要な点について、幾つか御指摘をいただきました。それらを総合的に考え直しまして、私も今回は教育出版で皆さんと御一緒に選ぶこととしたいと思いました。

なお、記述の問題については、5年生のところだけ両社で違う記述になっておりましたけれども、審議会の御意見にもありましたように、新宿区には外国籍児童が多いという特性があることに配慮して、それを選んだというふうなこともありまして、恐らくそういう発達段階でのことを考えてということで、十分それも理解できることだと考えるに至りました。ということで、教育出版というふうにしたわけです。

なお、東京書籍のほうも、子どもたちの興味・関心をかき立てるような内容で、前回、地理の話でこんなことがありましたと申し上げましたけれども、歴史でも、例えば信長と秀吉の働きが社会変革の中でどちらが大きかったんだろうというふうなことを、授業が終わった

後、項目の履修が終わった後、みずから比較をさせたり、それをもとにミニパネルディスカッションのようなことをさせたりということがあったり、あるいは江戸のまちの絵巻を大きく取り上げて、その中で当時の職業を見出して確認させるというふうなことがありました。

それから政治の領域でも、これは直接子どもたちが活動するわけではありませんけれども、名古屋の子ども市会、子どもたちが議会に行っているいろんな活動をするというようなことが詳しく紹介されていたりしました。

そのようなことで、アクティブな活動をさせよう、あるいは思考を促そうというふうな傾向が非常に強いということで、それはこの教科書のいい点かなというふうに思いました。今回は東京書籍をとりませんが、そういう点は教科書としてさらに工夫をしていただければいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、古笛委員、お願いいたします。

○古笛委員 私も結論としては教育出版、前回どおりでよろしいかと思えます。東書のほうも学校現場からの評価がとても高く、もう一度改めて検討させていただいたんですけれども、最終的にはやっぱり分冊のところ少し気になりましたので、教育出版でよろしいかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 私は前回は東書のほうを推したと思えます。やはり歴史の年号に関しましては、東書のほうがいいなと今までに思っておりますけれども、その他の分野に関しましては、余り大きな差はないかなと。特に憲法や政治に関しては、教出のほうがいいかなという印象を受けました。

加えて、羽原委員から詳しい内容をお聞きすると、確かにそうだなと思う点もありましたので、前回の東書から、教出に変更したいと思えます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

羽原委員は教出ということでした。

私も東書が分冊で使いやすいんじゃないかなと思ったんですけれども、いろいろとご意見を聞いてみると、分冊だと本当に1冊を置いてきてしまって、何かのときに参考にできない

などということを考えれば、合本にしてあるほうが、いろんなところに関連性を求めながら授業が進められるかなというふうに思いまして、教育出版ということにしたいと思います。

それでは、お諮りします。皆様の御意見に従いまして、社会については教育出版発行の教科用図書を採択の候補の教科用図書としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。

続きまして、理科について、御意見、御質問等々があれば、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、これまでの議論を踏まえまして、採択に最もふさわしいと考える教科用図書について、改めて各委員の御意見を確認したいと思います。

では、菊田委員からお願いいたします。

○菊田委員 皆様の御意見を聞かせていただいた上で、やはり私は最初申し上げましたとおり、大日本がよろしいかと思えます。

○教育長 今野委員、お願いいたします。

○今野委員 私も前回、大日本と申し上げましたが、皆さん方の御意見を聞きつつ、やはり大日本がいいんじゃないかなと、審議会の意見どおりということにいたしました。

○教育長 古笛委員、お願いいたします。

○古笛委員 私も前回、大日本でした。いろんな御意見を踏まえた上でも、やっぱり最終的には大日本でいいのかなという結論になりました。

○教育長 星野委員、お願いいたします。

○星野委員 私も前回、大日本を推したと記憶しておりますが、再度教科書を見させていただき、なおかつ皆さんの御意見をお伺いして、特に大きな問題はないと思いましたので、大日本を改めて推させていただきます。

○教育長 羽原委員、お願いいたします。

○羽原委員 僕も素直に大日本と申し上げたので、今回も素直に大日本でお願いします。

○教育長 私は前回、大日本に載っている実験が、できない実験だということで、まずいでしょうというお話をさせていただきました。事務局とも実際に割り箸の燃焼実験をやりましたけれども、あのような写真の結果にはなりません。そういう問題はありますけれども、全体として、理科の教科については、大日本でよろしいかなというふうに思います。

それでは、皆さんの御意見をいただいたところで、理科の教科につきましては、大日本図

書発行の教科用図書を採択の候補となる教科用図書として絞り込みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。

次に、保健について御意見、御質問がある方はお願いいたします。

保健は光文と東書の2者となっています。御意見、御質問等がありますでしょうか。

○羽原委員 東書はAが2つ、Bが2つ。光文はAが1つ、Bが3つ。東書は学校調査で上位にあるということでありました。それで、僕は東書でよろしいと思っておりますが、むしろ光文には問題があるというのは、この前申したとおりでありますから、後で分かれたら一言言わせていただきますが、僕は従来どおりの東書であります。

○教育長 ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

[発言する者なし]

○教育長 なければ、これまでの協議を踏まえて、採択に最もふさわしいと考える教科用図書について、改めて各委員の御意見を確認したいと思います。

菊田委員、お願いいたします。

○菊田委員 私はこれまでの議論を踏まえた上でも、やはりLGBTの問題は見過ごすことができないだろうと思っておりますので、光文でよろしいんじゃないかと思えます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、今野委員、お願いいたします。

○今野委員 私は前回、東書が全体的にバランスのとれた内容になっていると、学校からの支持も高いというふうなことで東書を推したところでございます。しかし、議論の中で、光文書院のほうも性的少数者に係る記述がある。恐らくほかの教科書にはない、これからの大きな課題だということで、先進的に取り上げた、しかも重要な記述があるということで、その点は大いに評価をできるところかなと思っております。

それから、各項目の中でもいろんなところで「調べよう」という項目が必ずあって、議論の中でちゃんとデータなり実地に調べたことに基づいて議論を展開しようと、考察をしようというふうなことになっておりまして、その点はとてもいいところではないかなと、そんなことも考えまして、両社とてもいいと思うんですけれども、これからの方向性を先取りして

いるだろうと思いますけれども、そういう点、特に現場の必要に応じて活用しやすいだろうというところで、むしろ光文書院のほうが今の段階ではいいかなというふうに感じておりました。

それから前回、羽原委員から、子どもたちが辛くなったときに安心して相談できるような、そういう旨の主催者の表示だとか、何か記述が必要ではないかと言われてまして、確かにそうだなというふうに思いました。けれども、もともと文部科学省の検定というものを通っているの、本来、子どもたち、親にしても心配なところが出ているはずがない、そういう理解が一般的に多くありますので、最低限、これでもクリアできるのではないかなというふうなことを少し考えたところです。

結論的にはいろいろ考えまして、光文ということに考えました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

古笛委員、お願いいたします。

○古笛委員 私も前回は東書のほうがいいのではないかという意見を出させていただきました。前回の議論を踏まえて、もう一度いろいろ考えたんですけれども、一番は、やはり私自身も人権に配慮した教育活動の推進ということが大切だろうというふうに思っておりますので、その意味で、やはり全くLGBTの問題に触れていないというのではどうなのかと、そういう意味では光文がいいのではないかというふうに思うようになりました。

それから前回、羽原委員から御指摘のあった点は、とても大事なことだと私自身も思っています。教科書に書いているから、それは間違いのないんだから連絡してみようと、すごく単純に思われても、というのはあるんですけれども、それは何らかの対応を将来に向けて考えていく必要があるとは思っているんですけれども、最終的にそこは悩みましたが、教科書という意味では光文で、結論としては光文でいいのではないかというふうになりました。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 私は前回同様、光文を推させていただきます。内容についても幅広く扱っていますし、それこそLGBTに関しましては、今回の2社の中では光文しか扱っていないと。あとはやっぱり学校医の立場からいうと、がん教育の内容、その他生活習慣病等々に関する記述に関しては、適正なものと思われましたので、光文を引き続き推させていただきます。

○教育長 ありがとうございます。

羽原委員、お願いいたします。

○羽原委員 光文の3・4年生の33ページと、5・6年生の19ページを見てください。

この機関は教科書にあるのですから、当然信頼が置けない組織ではない、これは僕も十分わかっています。ただし、それは大人目線であるということ。この親に相談しがたいようなものを、第三者に連絡をとって知恵を借りようというときに、子どもにその判断力があるのかどうか。教科書にあるから大丈夫というんですが、僕は方言の強い新潟、茨城、九州と、そういうところで子どもの教育担当だったこともあったので、子どもたちの方言嫌い、もうだいぶテレビが普及したので、標準語にはなじんでいるけれども、しかし地方へ行くと、まだ標準語の人に相談をする、こういうことがまだ十分でない子どもたちもまだまだいるということ、それで、ここに親切に、子どもたちの目線で、心配のない形で相談したらどうかということを書き加えたほうが良いというのが、僕の主張であります。

東書がよくないとか、そういう意味ではなく、この子どもたちの目線から見た教科書ですから、大人の目線でいえば、これを見れば、それはもう文科省が通した教科書だから安心できるという、これは大人の目線でいえばそうでしょう。全部が全部わかっているわけじゃないが、大人の目線で言えばそうです。

しかし、教科書にここへ相談しなさいといったときに、今言ったような若干の方言の問題とかを含めて、信頼関係の保障が子どもに本当に理解できるか、こういう電話をかけるときは親にも言えないから第三者にというケースが多いわけですから、これはごく一握りの子どもたちのことかということ、そうとばかりも言えない。少人数だけれども、子どもの目線でこういう扱いをする場合には、相当配慮をしておかなければいけない。

それを黙殺するかのように、この教科書でいいというのは、例えば一つの問題よりは深い、LGBTの問題、これは社会的に広がりがある、そういうような社会性の認知されるような問題とは別に、一人ひとりの子どもたちの判断を誘い出して行動に移す、そういうときの子どもたちの雰囲気、子どもの目線というものが生かされない、これが教科書であっていいのかという、そういうことでもあります。

ほかには、別に東書がよくないとか、そういう意味ではなくて、この点は、東書が良くても、この子どもたちの目線を見たときに、これはある意味で、子どもながら人間の本当の悩みを持つ、そういうごく少数かもしれないが、そういう子どもたちの立場に配慮が行き渡っていない、そういう教科書を採択することは望ましくないと思っています。

したがって、前と同じように、東書がいいと思います。お二人の委員は東書から切りかわったけれども、僕はこれは切りかえられる条件ではないと思っております。

以上です。

○**教育長** 私は結論から言えば、前と同じで光文です。やはり決定的なところは性の揺らぎについて、東京書籍はどこにも触れられていないということです。これからの保健の中で、星野委員も言ったように、非常に大事な観点なのに、何も触れられていないというのは、教科で子どもたちが触れることがないということです。やはりきちんと触れるところだと思います。

それで、羽原委員の御意見とぶつかってしまうような話なんですけれども、例えば保健の光文の3・4年生の33ページ、「よりそいホットライン」のところには、悩んでいるあなたへ、よりそいホットラインは何でも相談電話です。どんな悩みにも寄り添って一緒に考えます。24時間無休です。いつでもどこからでも、携帯でも公衆電話からでもかけられます。自分の性別のことなど、性について悩みを抱えている人のための専門相談もあります、電話をかけたら音声ガイダンスを聞いて、相談したいことを選んでください。と、このぐらい丁寧なガイドをしていることに、私は問題はないというふうに思っています。したがって、私は光文ということで推したいと思います。

各委員からの御意見をいただきましたが、今のところ、保健については1種に絞り込むことができませんでしたので、これについては29日の臨時会にて、改めて1種への絞り込みを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○**羽原委員** もう一度、子どもの目線にとってどうかということ。教育長が言った表現では、それはそうだけれども、信頼度という意味では、この文言では、信頼が担保できている表現とは、僕は思わないということをつけ加えておきます。

○**教育長** 私は、十分、それは説明を尽くしているというふうに思います。

○**羽原委員** 大人の目線でものを言えばそういうことです。それはわかっている。

○**教育長** 子どもの目線でも、そうだと思います。

○**羽原委員** 子どもの目線で考えなければいけないということを言っているのです。

LGBTの記載は確かにあったほうがいいんです。ただ、ではこれをどう扱うかという問題は、触れてさえいればいいという問題ではなくて、男性・女性以外にまた別の性というものがあるというようなことは、まだまだこれから考えなきゃいかん。子どもたちがその一定の考え方を持って、確かに拒絶しちゃいかんし、許容の仕方にもいろいろあると。それは大

人でもまだ判断ができていないから、それは書いていないよりは書いてあるほうがいいけれども、何が何でも、1つ取り上げていないからだめだということならば、今の電話相談のここと似たようなことで、やはり子ども目線でものを考えるということから、この問題は考えなければいけないと、僕は思っています。

○今野委員 例えばそのときに、子ども目線でどんなことがつけ加えられなければいけないのでしょうか。

○羽原委員 その表現は僕が考えることではないけれども、子どもが信頼できるという、その保障が不十分だと僕は思っています。だから、それは最初に戻って、文科省が通したんだからというものの言い方をしたら、どの教科書でも、あみだくじで引いても、簡単に言えば同じことになるので、ベターを求めるという意味で、いささか瑕疵があるということです。

○教育長 よろしいでしょうか。

では、保健につきましては、7月29日の臨時会において、改めて1種の絞り込みを行いたいと思います。

以上で本日の協議を終了いたしますが、事務局から何かございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2時11分閉会